

ゴルフ・その現在と法律



## ダイワヴィンテージの 民事再生法申立てを どう考えるか。

さくら共同法律事務所 弁護士 西村國彦

### 「悪しき法律家」

情報誌の報道によると、上場会社のダイワ精工グループのダイワヴィンテージゴルフ俱楽部を経営する株式会社ダイワヴィンテージ（資本金1億4000万円）は10月27日、甲府地裁に民事再生手続開始の申立を行ったという。負債総額は会員の預託金を含め約293億円。うち約57%の167億円が親会社の負債らしい。これで再生法を申請したゴルフ場は21社24コースとなったとのことである。

同社は平成6年に同ゴルフ場をオープンさせたが、バブル崩壊のあおりで会員募集が計画通り進まず、来年6月から始まる預託金の償還資金の調達も困難になったことから、会員のプレー権確保を目的として、今回の申立に至ったとしている。

護送船団方式により絶対「つぶれない」「つぶさない」といわれてきた金融機関、特に大手銀行が、バブル崩壊による巨額の不良債権の発生に起因する預金流出をきっかけとして次々と破綻してゆく時代に、据置期間満了時に預託金を

返せばゴルフ場が破綻するのは自明の理といわねばならない。ある有力な裁判官がいみじくも論文で明らかにしたように、値下がりしたときは額面保証がありながら、値上がりしたときは額面の全額の何倍ものハイリターンが約束されるなどという、購入者にまことに都合の良い金融商品などこの世にあるはずがないのである。それなのに「返還約束」文言を前に思考停止てしまい、世の中の健全な常識を学ぼうとしない典型的な「悪しき法律家」は、より真面目で健全なゴルフ場経営者をいたずらに追いつめ（より不真面目で不健全なゴルフ場経営者たちはほとんど追いつめられていないどころか、新たな別の金儲けを始めている）、その結果はゴルフ場あたり千から数千人の会員のプレー権と財産権を風前の灯の状況にしてしまうのである。世間知らずの裁判官の訴訟指揮はいたずらに、抜け駆けの詐害行為をあおるだけの、正義も公平もないなものに成り下がっている。同じく「返還約束」の呪文に惑わされ、詐害行為に加担している多くの弁護士よ、中坊弁護士のいうとおり、まず、改革さるべきは弁護士自身ではない

のだろうか。健全な常識を持つ市民であれば、債務者会社の民事再生法申立直前に抜け駆け的に回収した15億円の返還をRCC（整理回収機構）に命じた判決をどう理解したらいいのだろうか。そこでは「返還約束」に従って支払われた借金の返済の効力が否定され、逆に借主への返還が裁判所によって命じられているのだ。「返還約束」の呪縛から逃れられない法律家は、先ほどの金融商品の本質を見抜いた裁判官も含め、「債権者の公平」を貫くためには、すべからく法的な会社倒産・再建手続をとれと言う。その手続の中には多数決で会員の権利を合法的に制限することが認められているのだから、契約法理をねじ曲げて据置期間延長などということを認める必要はないというわけだ。

### 子会社斬り捨て

あたかもダイワ精工はこれらの法律家の考え方から、来年6月の据置期間満了をまたず、手を挙げたかのようである。「ダイワ」のブランドと、プロゴルフトーナメントまで主催していた上場会社への信頼は、いとも簡単に裏切られたわけである。それほどまでに連結決算と時価評価の導入は重く親会社にのしかかっていたのであろうか。ついに、ゼネコン系・金融機関系・商社系・不動産会社系など、大手ブランド故に預託金の返還約束を守るポーズをとることで信用を維持しようとしてきたゴルフ場の整理が一齊に始まったようにも思える。親会社ブランドの信用を守るために、金食い虫の子会社ゴルフ場に湯水のようにお金を注ぎ込むことは、もうできる時代ではない。幸いなことにゴルフ場を子会社という別法人にしていたところは、ダイワのように過去の出金回収はともかく将来の出金を止めることは不可能ではない。他方、本体の一部門としてゴルフ場を営業していたのであれば、今はやりの分社化をしても会員の預託金問題の解決にはならず本社の存亡の問題になってしまうわけである。ダイワ精工の場合、幸いなことに100%子会社の形になっていたため、再生法申立による信用失墜より、むしろ想材料の根本を断ち切る形で健全化を狙う形をとれたようにも思える。

そのため、再生計画では、ゴルフ場をダイワ

精工出資の新会社に譲渡し、新会社が会員の預託金の全額を引き受け（もちろんダイワ精工からの借入約167億円は引き受けない）、事業を継続するという。また会員の預託金は、償還枠を定めて10年後に償還を開始するが、償還枠をオーバーした場合は「抽選償還」にする計画（退会会員は2割を10年間で弁済）、つまり日東方式を採用するわけだ。なお、日常の取引業者の債権は全額支払う予定としている。

親会社は、私が前回取り上げたレンダーライアビリティにも似た形で、親会社債権の劣後扱いを受け入れたうえ、新ゴルフ場の受け皿会社まで用意して会員のプレー権確保の責任を果たすというわけだ。会員にとっては目先の預託金は返らないが、プレー権は確保され、預託金のカットもない。抵抗が少ないのかも知れない。ただ誤解していけないのは、10年後預託金が新会社からまともに返還されることが想定されているわけではない。あくまでもアク抜けして健全化した「ダイワ」ブランドが再生し日本経済の再生がなされた場合には、会員権もある程度値がつくことによって大半が回収されることが基本となっている。そのための安全弁が抽選方式なのである。

### ダイワ精工の“賭け”

さてこのダイワ方式をどう評価すべきか。会員募集のときは、親会社のブランドを最大限に利用し多額の預託金を集めて親会社の債権を回収しながら、預託金問題発生前に親会社の名前の付いたゴルフ場を対価を金を払ってでもはずさせて逃亡をはかる上場会社に比べれば、立派というほかはない。定評あるクラブメーカーとしてゴルフ業界での責任の取り方を明確にしたものと言えることができるかも知れない。しかし本当にそうなのだろうか。別法人とはいえ100%子会社なのである。実質的にはダイワ精工本体が集めた預託金と評価することもあながち不可能ではない。少なくとも入会時の会員の意識のレベルでは、ダイワ精工のゴルフ場と信じて入会したことは否定できないだろう。そこで現在の会員の意識が親会社に対し、預託金をすぐに返せとなるのか、それともそれなりに満足するかが注目されるわけである。

何故なら、これまでのゴルフ場破綻に際してのマスコミや会員の意識は、どちらかというと預託金を返すか返さないかに集中しすぎていた傾向は否定できまい。しかし、日東興業和議申立と大手金融機関・証券・生保会社破綻以降、大半の会員の問題意識は、預託金の返還そのものよりもまずはプレー権確保が確保されるかどうか、次に会員たちが信頼した責任主体がこの事態に対してどのようなビヘイビアをとるのか、言い換えるなら、法的責任以外にどのような社会的な責任をとるのかに注目するようになってきたのではないか。もちろん、その判断の前提としては、企業の情報開示やコメントとそれに対するマスコミ媒体の報道内容があり、これらが会員の意識を左右することは否定できない。しかし、今回ダイワ精工はあえて1つの賭けに出、今のところこれが比較的うまく展開しているのではないか。もしそうであれば、大手系ゴルフ場のうち子会社別会社形態のものについて、民事再生法申立増加のきっかけとなり得るのではないかと思うわけである。

#### しかし残る疑問…

しかしこの傾向について私は少なからず疑問なしとしない。なぜなら、もともと預託金の問題そのものは、倒産法（特に旧和議法、今まで言

えば民事再生法）の枠組みを使えば解決可能であったわけである。しかしそれでは関係者全てにとって必ずしも幸せなことではないということから、私たちは契約法の中での解決（解釈による預託金問題の解決）を目指していたのではなかったのだろうか、という点である。それにしても預託金債権者という脆弱な債権者としての会員の地位は、いま、RCC、外資系金融機関、サービス等のゴルフ場問題についての「素人」によって著しく不安定なものになっていると言わざるを得ない。

